

屋外広告塔作業時の墜落災害（1名死亡、2名負傷）

北海道労働局労働基準部安全課

発生年月日 平成24年10月3日（水）午後1時半頃

発生場所 札幌市内の屋外広告塔

発生状況

屋外広告塔（高さ約20m、看板部分：幅10.8m・高さ6.0m）の掲示物を張り替える作業のため、3名が屋外広告塔に備え付けられた設備（アルミ製のはしごを加工したもの）に乗り作業を行っていたところ、はしごが破断し、同設備ごと地面に墜落し、3名のうち1名が死亡、2名が負傷したもの。

同設備は看板上部に設けられているレールにかけられた状態で設置されており、人力により水平方向に移動させることができるようにになっていた。

なお、当該屋外広告塔には専用のレール移動式作業台が設置されていたが、劣化により使用出来ない状況となっており、アルミ製のはしごを加工した設備が設置されていた。

同種災害防止対策

(1) 屋外広告設備に関して、看板張り替え等の作業で使用する昇降設備・作業台等については、定期的に点検を実施し、損傷・変形・さび等の不良箇所がある場合は、速やかに修理・交換を行うこと。

(2) 屋外広告塔やビル屋上等、作業者の墜落のおそれがある高さ2m以上の高所での作業では、作業者の墜落防止措置を確実に講じること。

設備的に可能な場合は、足場・作業床の設置、墜落防止のための手すり・中さん・幅木等の設置を確実に行うとともに、作業内容によっては高所作業車による作業方法の選択も検討すること。

設備面での墜落防止措置が困難な場合は、親綱を張る等の措置を講じた上で作業者に安全帯を使用させたり、墜落防止用ネットを設置すること。

(3) 昇降設備の昇降時には、安全ブロックを使用する等により、昇降時の墜落防止措置を講じること。

(4) 作業開始前にリスクアセスメントを実施し、墜落転落や飛来落下等の労働災害リスクの低減措置を行った上で作業を開始すること。

